

○学校法人大東文化学園経営倫理綱領

平成10年6月24日

制定

改正 令和3年12月22日

学校法人大東文化学園（以下「学園」という。）は、建学の精神に則り、教育研究を通して、真理と正義を愛する自主的精神に充ちた良識ある人材を育成し、文化の発展と人類の福祉に貢献するという使命を負っている。

学園関係者は、このことを強く意識し、学園の使命達成のために不断の努力を重ねなければならない。またその経営に当っては、経営体として自らが持っている倫理性、社会性、公共性を常に保障するにふさわしい、公正かつ透明性のある運営に努めなければならない。

わが国の学校教育において、きわめて重要な役割を果たしている私立学校は、私立学校法において、その特性、自主性が尊重されるとともに、学園の運営全般にわたり公共性に十分配慮した健全な発展が期待されている。

学園は、私学としての使命と社会的負託に応えるべく、学問の自由、その教育理念に基づき、強く公共性を自覚し、高度の倫理性に裏打ちされた経営に徹し、社会的責務を果たすよう努めなければならない。いやしくも、不祥事や社会的批判を招くようなことがあってはならない。そのためには、学園関係者全体、とりわけ役員、評議員及び管理的立場にある教職員の責任の自覚及び自主的な倫理の涵養が何よりも必要であり、公正かつ責任ある組織・運営を保障する制度と規範とを明確にしなければならない。

学園は、常に原点に立ち返って、教育研究の一層の充実向上を図るよう努力することは勿論のこと、その経営について信頼を醸成するための学園関係者の自覚と責任ある行動を促すため、ここに学校法人大東文化学園経営倫理綱領（以下「綱領」という。）を制定し、綱領の有効かつ適切な運用を図るため、学校法人大東文化学園コンプライアンス推進規程の下、コンプライアンス推進会議を設置する。

学園は、この綱領の制定を機に、新しい時代の要請及び社会の負託に応え得る公正で活力ある運営を期すものである。

1. 役員、評議員及び管理的立場にある教職員が遵守すべき大綱

- (1) 学園が有する社会的使命、倫理性及び公共性を十分自覚し、法令、寄附行為をはじめとする学内諸規程に従い、善良な管理者として職務を遂行すること。
- (2) 学園関係者にこの綱領の趣旨を周知徹底し、倫理の向上に努めること。
- (3) 学園の業務に関する情報は正確に公開し、相互の信頼を醸成すること。

- (4) 日常的に不正の発生の防止に努め、万一不正等の事態が発生したときは、直ちに適切な措置を取るとともに、適切な指導、監督をし、事態を収拾するよう努めること。
- (5) 学園における経営・管理を適正に行うため、適切な学内諸規程及び制度の整備、適正・公平な人事の実施、財政の合理的で確実な運営、並びに資金の公正かつ効率的使用等に努めること。
- (6) 学園の業務に関し、他から金銭その他の利益や供応等を受けないこと。また、学園教職員が学園の業務に関し、他から金銭その他の利益や供応等を受けることがないよう監督すること。
- (7) 職務上知り得たか否かを問わず、学園の業務に関する機密を他に漏らさないこと。

2. 学園教職員が遵守すべき大綱

- (1) 学園が有する社会的使命と公共的性格を十分に自覚し、学園の決定及び管理責任者の指示・命令に従い、学内諸規程等を良識をもって遵守し、公開される正確な情報により、誠実に職務を遂行すること。
- (2) 日常的に不正の発生の防止に努め、万一その発生の事実を知ったときは、直ちにそれを管理責任者に報告するなど適切な措置を取ること。
- (3) 学園の業務に関し、他から金銭その他の利益や供応等を受けないこと。
- (4) 職務上知り得たか否かを問わず、学園の業務に関する機密を他に漏らさないこと。

3. コンプライアンス推進会議

コンプライアンス推進会議に必要な事項については、学校法人大東文化学園コンプライアンス推進会議規則に定める。

4. 施行細則

この綱領の施行のために必要ある場合には、その細則を別に定めることができる。

5. 改廃

この綱領の改廃は、コンプライアンス推進会議の議を経て理事会がこれを行う。

附 則

この綱領は、平成10年7月8日から施行する。

附 則（令和3年12月22日）

この綱領は、令和3年12月22日から施行する。